週休２日制確保モデル工事実施要領（建築・電気・機械工事）新旧対照表

新	旧
１目的 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。	１目的 本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。
２発注方式 次のいずれかの方式とする。 **(1) 発注者指定型** 発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。 **(2) 受注者希望型** 受注者が、週休２日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。	**２発注方式** 次のいずれかの方式とする。 **(1) 受注者希望型** 受注者が、週休２日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。 **(2) 発注者指定型** 発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。
３対象工事 原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、発注者指定型とする。 ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。	**３対象工事** 原則として全ての工事をモデル工事の対象とする。 ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。
４ 用語の定義 (1) 通期の週休２日 工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。	４ 用語の定義 (1) 週休２日 工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2)月単位の週休２日 　通期の週休２日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では４週８休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。 　なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。	
(3) 完全週休２日 　月単位の週休２日を達成し、かつ土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休２日として扱わない。 　なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を協議により変更した現場閉所日に読み替えるものとする。	(2) 完全週休２日 　対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設け、さらに土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休２日として扱わない。
(4) ４週８休以上 　略	(3) ４週８休以上 　略
(5) 現場着手日 　現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。	(4) 現場着手日 　現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。
(6) 現場完成日 　略	(5) 現場完成日 　略
(7) 対象期間	(6) 対象期間

略 (8) 現場閉所日 略 **５モデル工事の実施** **5-1発注者指定型** **(1) モデル工事実施の内容** 実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。 ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。 イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。 ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙２）を、翌月の５日までに監督員に提出する。 エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20 日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙２）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙３）を作成し、監督員へ提出する。 オ 受注者は、公衆の見易い場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。 記載内容の例	略 (7) 現場閉所日 略 **５モデル工事の実施** **5-1受注者希望型** **(1) モデル工事実施の選択** 受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休２日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」（別紙１）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、(3)補正の実施及び(4)工事成績評定への反映は行わないものとする。 一つの工事現場で複数のモデル工事が分離発注される場合は、契約後に全てのモデル工事の受注者が同意した上で実施する。

週休２日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む工事です。

発注者：厚木市役所

受注者：〇〇〇建設㈱

(2) 補正の実施

当初の設計金額において、「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により通期の週休２日の補正を行う。

月単位の週休２日の現場閉所を達成した場合は、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休２日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第24 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(2) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

イ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙２）を、翌月の５日までに監督員に提出する。

ウ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20 日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙２）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙３）を作成し、監督員へ提出する。

エ 受注者は、公衆の見易い場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

週休２日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む工事です。

発注者：厚木市役所

受注者：〇〇〇建設㈱

(3) 工事成績評定への反映 週休２日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。 なお、通期の週休２日が達成できなかった場合でも減点は行わないが、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。 （削除）	**(3) 補正の実施** 現場閉所実績に応じて、「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により補正し、契約約款第24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。 **(4) 工事成績評定への反映** ４週８休以上の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。 なお、４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。
5-2受注者希望型 **(1) モデル工事実施の選択** 受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休２日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」（別紙１）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、(3)補正の実施及び(4)工事成績評定への反映は行わないものとする。 一つの工事現場で複数のモデル工事が分離発注される場合は、契約後に全てのモデル工事の受注者が同意した上で実施する。 **(2) モデル工事実施の内容** モデル工事の実施については、5-1(1)イからオまでと同様とする。 **(3) 補正の実施**	**5-2発注者指定型** **(1) モデル工事実施の内容** ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。 イ その他実施については、5-1(2)アからエまでと同様とする。 **(2) 補正の実施** 当初の設計金額において、「補足事項」（別添）により補正を行うものとし、４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第24 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。 **(3) 工事成績評定への反映**

現場閉所実績に応じて、「補足事項」（別添）により補正し、契約約款第24 条の規定に基づき請負代金額を変更する。	４週８休以上の現場閉所を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。 なお、４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも減点は行わないが、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。 （新設）
(4) 工事成績評定への反映 週休２日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。 なお、通期の週休２日が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。	
６，７略	**６，７略**
附則 この要領は、令和４年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、令和３年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。 附則 この要領は、令和５年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。 附則 この要領は、令和６年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。 附則 この要領は、令和７年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。	附則 この要領は、令和４年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、令和３年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。 附則 この要領は、令和５年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。 附則 この要領は、令和６年４月１日以降に公告するモデル工事に適用する。 （新設）

別添　週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

１補正の実施

(1) 発注者指定型（要領５ 5-1（2）関係）の補正方法

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表の通期の週休２日の補正係数により補正する。月単位の週休２日を達成した場合は、月単位の週休２日の補正係数により補正する。

現場閉所実績		労務費補正係数
月単位の週休２日	（全月現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）	1.04
通期の週休２日	（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）	1.02

(2) 受注者希望型（要領５ 5-2（3）関係）の補正方法

現場閉所実績に応じて、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表の補正係数により補正する。

別添　週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

１補正の実施

「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改正）（令和２年６月23日付け国営積第４号）」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

現場閉所実績		労務費補正係数
月単位の週休２日	（全月現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）	1.04
通期の週休２日	（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）	1.02

(3) 工事費の積算方法

週休２日制確保モデル工事において、現場閉所等の状況に応じ、「(4) 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(4) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

ア　複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ　市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・市場単価　×　新営補正率

・補正市場単価　×　新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

・市場単価 × 改修補正率

・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１１章８（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（3）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、次の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※ 上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表Ａ－２建築工事の補正率

工　　種	摘　要※	月単位の週休２日		通期の週休２日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表Ｅ－２電気設備工事の補正率

工　種	摘　要	月単位の週休２日		通期の週休２日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、２種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表Ｍ－２機械設備工事の補正率

工　種	摘　要	月単位の週休２日		通期の週休２日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用,ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

２工事成績評定への反映（要領５　5-1（3）及び5-2（4）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休２日	２点
月単位の週休２日・通期の週休２日	１点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－１点

２工事成績評定への反映（要領５　5-1（4）及び5-2（3）関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休２日	２点
４週８休以上	１点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減点
明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－１点

※下線は、令和７年４月１日に改正済みの箇所